

学生の皆さんへ

## 八戸工業大学 新型コロナウイルスへの対応方針（第3報）

新型コロナウイルスの感染の拡大に備え、学生の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先し、当面の間の対応方針を以下の通り定めます。なお、新型コロナウイルスに関する状況や情報は日々変化していますので、それに応じて対応方針も更新する予定です。定期的に最新の情報をご確認ください。

### 1. 感染予防について

- (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行おう。
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。  
※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

### 2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、学生課に連絡し、就学上の判断を仰ぐこと。

- (1) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、授業を休み、外出を控え自宅で療養すること。  
また、毎日体温を2回以上測定し記録すること。
- (2) 次の症状のいずれかが現れた場合は、学生課に相談し、指示を仰ぐこと。また夜間や休日の場合には、帰国者・接触者相談センター（八戸市に現住所がある場合→平日8:15~17:00は0178-43-2291、休日・夜間は0178-43-2111。階上町に現住所がある場合→0178-27-5111）に電話で相談すること。
  - ① 風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
  - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- (3) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学生課に相談し、指示を仰ぐこと。
  - ① 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。
  - ② 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の鼻水、唾液、排泄物等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者と同居した。

### 3. 感染者、濃厚接触者の取扱いについて

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は14日間の出校停止とする。なお、感染者は診断書、治癒証明書等の提出をもって出校停止解除とする。

### 4. 今後の海外からの帰国者について

状況に応じ、以下の対応を取ること。なお、該当事象が生じた場合は、学生課に連絡し、就学上の判断を仰ぐこと。

- (1) 帰国時点で発熱(37.5℃以上)あるいは呼吸器症状のある者

速やかに空港または港湾の検疫所に報告し、その指示に従うこと。

(2) 帰国時点で上記(1)に該当しない者

帰国後 14 日間は不要不急の外出を避け、自身の健康状態の経過を観察すること。

(3) 上記(2)の観察期間に発熱あるいは呼吸器症状が出た者

他人との接触を可能な限り避け、速やかに学生課に相談し、その指示に従うこと。また、夜間や休日の場合は帰国者・接触者相談センター（八戸市に現住所がある場合→平日 8:15~17:00 は 0178-43-2291、休日・夜間は 0178-43-2111。階上町に現住所がある場合→0178-27-5111）に電話で相談すること。

## 5. 学生関連について

(1) 学生の国内外での学会発表等

できるだけ控えること。やむを得ず参加する場合は、「1. 感染予防について」に十分留意すること。国外の学会発表等の場合は渡航前に「海外渡航届」を学生課に必ず提出すること。国外での学会発表等に参加して帰国した場合は「4. 今後の海外等からの帰国者について」に従うこと。

(2) 学生の海外渡航

できるだけ控えること。学会参加又は個人的に渡航する場合は、渡航前に「海外渡航届」を学生課に必ず提出すること。渡航先では「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めるとともに、帰国後は「4. 今後の海外からの帰国者について」に従うこと。

(3) 就職活動

各企業・主催団体等の方針に従うこと。やむを得ず参加する場合は、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。また出先で感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、現地の帰国者・接触者相談センターと学生課へ連絡の上指示を受けらること。

(4) 課外活動・サークル活動

課外活動・サークル活動については、合宿を含め、「1. 感染予防について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止とする。やむを得ず対外試合や大会等へ参加する場合は、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。また、感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、学生課に連絡すること。

(5) 学生イベント

学生主催のイベントについては、「1. 感染予防について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止を求める。